



子育て世代応援

小松島市で新婚生活を始められる方を 応援します!!

新婚生活を始められる方に対して、生活にかかる住宅費(住宅購入にかかった費用、家賃、敷金、礼金、共益費等)や、引越し費用を補助します。

補助金額 上限30万円

※予算の範囲内で先着順に受付しますので、申込み状況によっては補助を受けることができない場合があります。

申請期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※申請時に支払いが完了している、住宅費、引越し費用が対象。

【対象者】

- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までに結婚した夫婦
- ・結婚時夫婦共に39歳以下であること
- ・夫婦合算の世帯所得が400万円未満であること(世帯収入約540万円未満に相当)
- ・市税等の滞納がないこと

【申請時ご用意いただくもの】

- ・婚姻がわかるもの(婚姻届受理証明書または戸籍謄本の写し)
- ・住民票の写し
- ・所得がわかるもの(所得証明書など)
- ・住宅の売買契約書および領収書
- ・賃貸借契約および領収書
- ・引越しに係る領収書 等



【お問い合わせ先】

市企画政策課 ☎32・2127/FAX33・4560
Mail:kikakuseisaku@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

住宅リフォーム支援事業を実施します!

住環境の向上および地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者によるリフォーム工事(30万円以上)を行う方に、費用の一部(最大15万円)を助成します。

対象住宅

- ・市内の個人住宅
- ・市内の併用住宅
- ・過去に当該補助金または、その他のリフォーム補助金および同年度に木造耐震化促進事業補助金を交付していない住宅

※空家(リフォーム後居住予定)でも可

補助対象者

- ・対象の住宅および併用住宅の所有者等であること
- ・市税を滞納していない人

補助対象工事

- ・市内の施工業者(市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業主)が行う工事であること
- ・補助対象工事費が30万円以上であるもの
- ・申請年度の2月末日までに完了実績報告を提出できる工事であること
- ・併用住宅の居住部分(居住部分と非居住部分の算出困難な場合は延べ床面積にて按分)

補助対象外工事

- ・外構工事費
- ・備品購入費(取付け工事を伴わないもの)

補助金額

- ・補助対象工事費の5分の1(最大15万円)

【申込方法】

次の書類とはんこをご持参のうえ、お申込みください。

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・建物の所有者等が確認できる書類
- ・補助対象工事の見積書および補助対象工事の内容のわかる図面
- ・住宅および併用住宅の全景写真および施工予定箇所の写真

※先着順となっており、予算額に達し次第終了します。
(申請書類がすべて揃った方から受け付けます。)

【受付期間】

5月18日(水)から11月30日(水)まで

【お問い合わせ先】市住宅課(市役所2階)

☎32・2120/FAX32・7800
Mail:juutaku@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

